**和歌山県移住者農林水産就業補助金交付要綱**

平成２４年４月２日制定

平成２７年９月７日改正

平成２９年４月１日改正

令和　元年５月１日改正

令和　３年４月１日改正

令和　４年４月１日改正

（趣旨）

第1条　知事は、現役世代の和歌山県への移住を促進し、県内各地域の振興を図る

ため、県外から県内の「移住推進市町村（地域）」へ移住し農林水産業に就業する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和６２年和歌山県規則第２８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「移住推進市町村（地域）」とは、以下の全ての要件を満たすものとして知事が指定する市町村（地域）とする。

（１）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２条、第３条、第４１条、第４２条の過疎地域に該当する市町村の区域であること。ただし、第４２条の過疎地域については、特定期間合併関係市町村の区域における旧田辺市（秋津川、長野地域を除く）及び旧吉備町を除く。

（２）市町村職員等によるワンストップ移住相談員を配置していること。

（３）受入協議会（地域住民を中心に構成され、移住支援を活動内容の一つとしている団体をいう。）を設置していること。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、移住推進市町村（地域）の支援を受けて同市町村へ移住し、新たに農林水産業に就業する者で別に定める要件を満たす者とする。

（補助対象事業）

第４条　補助対象となる事業は、前条で規定する補助対象者が農林水産業に必要な設備等を整え県内で就業する事業とする。

（交付の対象経費及び交付額）

第５条　補助金交付の対象経費は、補助事業に要する経費のうち、別に定める経費とする。

２　補助金の交付の額は、補助金交付の対象経費の実支出額と５０万円のうちいずれか低い方の額（その額に千円未満の端数金額がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

（交付申請書の添付書類）

第６条　規則第４条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書　　類 | 様　　式 | 提出部数 | 提　出　期　限 |
| 移住者農林水産就業計画書及び収支予算書 | 別記第１号様式 | 正１部  副１部 | 別途知事が指定する日 |
| 移住支援証明書 | 別記第２号様式 |

（交付条件）

第７条　規則第６条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおり

とする。

（１）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承

認を受けること。

ア　補助事業の内容を変更しようとする場合。（補助事業の達成に支障を来す 　ことなく、かつ事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更を除く。）

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合。

（２） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難に

なった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（３）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後

においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その利用にあたっては、事業の継続に向けて効率的な運用を図らなければならないこと。

（４）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を

受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（５）補助金の収支に関する帳簿を供え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれ

らの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければな

らないこと。

（６）補助事業完了後５年間は、各年度の事業の状況について知事に求められた場合、事業状況報告書（別記第３号様式）を知事に提出しなければならないこと。

（変更の承認）

第８条　補助事業を行う者が、前条第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ移住者農林産就業補助金変更承認申請書（別記第４号様式）に変更後の事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書の添付書類）

第９条　規則第１３条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書　類 | 様　　式 | 提出部数 | 提　出　期　限 |
| 移住者農林水産就業補助金実績報告書 | 別記第５号様式 | 正１部  副１部 | ３月１５日（同日が休日に当たる場合は、同日の直後の休日以外の日） |
| 補助対象設備等の写真 |  |
| 領収書の写し |

（書類の経由）

第１０条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、当該移住推進市町村を経由し、管轄する振興局長に提出するものとする。

（財産処分の制限）

第１１条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、

次に掲げるものを、事業完了後に補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合、知事の承認を受けなければならない。

1. 不動産及びその従物
2. 取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上（消費税及び地方消費税の額を除く。）の機械及び器具

（3）その他知事が特に必要があると認めて指定するもの

ただし、補助事業者等が補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている期間若しくはこれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項につい

ては知事が別に定める